

生徒の学習意欲を喚起し能力を最大限伸ばすための学科の在り方等に関する 具体的論点（検討事項 1 関係）

■ これまでの議論等の整理

- 社会が大きく変化する中で、高校生の実態が多様化しており、その能力、適性、興味・関心、進路希望をはじめとして抱える課題等は様々。Society5.0に向け新たな時代に求められる資質・能力を育むための取組を積極的に推進する学校がある一方で、家庭の社会経済的地位が高校生の学力に影響を与え、高等学校間の学力格差につながっているという指摘もあるなど、様々な背景を抱え義務教育段階の学習内容も十分に身に付いていない生徒が多く在籍し、基礎学力の定着や学習意欲の向上が課題となっている学校も見られる。
　このように、高等学校というひとつの学校種ではあるが、在籍する生徒や地域の実情により、各高等学校が抱える実情や課題、生徒の学力や学習ニーズは多種多様なものとなつており、必然的に、各高等学校に期待される役割や直面する課題、あるいは各高等学校に求められる教育の在り方も様々なものとなっている。
- 高校生の実態調査等によると、高校生の学校生活等への満足度や学習への意欲等が中学校段階に比べて低下している実態が明らかとなっている。中学生が入学したい高等学校を選ぶ際に、民間試験のいわゆる偏差値等をもとに合格可能性を考慮して学校を選ぶ生徒が多く存在し、入学したい高等学校が特になかった「無動機入学者」ほど、学習意欲や将来展望の視点が低い傾向にある。特に、高校生の約7割が通う普通科の中には、生徒が身に付けるべき資質・能力やそのために学習すべき内容を明確に示すことができておらず、大学受験に必要最低限な科目以外について生徒が真剣に学ぶ動機を低下させているような状況もある。
- これまでの高等学校教育は、小・中学校と同様、知・徳・体を一体で育む「日本型学校教育」とそれを支える教科等に関する教育の蓄積により着実に成果を挙げてきた一方で、現在の高等学校をめぐっては上記のような様々な課題が存在しており、学校や地域、一人一人の生徒の実情や学習ニーズに応じた指導を各学校において実現し、Society5.0時代に活躍できる人材の育成を図るために、平成28年12月の中央教育審議会答申を受けて改訂された新高等学校学習指導要領の下で、各学校の改革を着実に進めていくことが必要である。
- 特に、全ての高等学校において、各学校に求められる様々な教育の在り方を踏まえ、高校生の学習意欲と興味・関心を喚起し、高校生一人一人の能力を最大限引き出すことができる教育を実現するためには、各学校がそれぞれの実態に応じて設定した「育成を目指す資質・能力」の実現を図るために「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善

を確実に実施することを通して、Society5.0 時代に求められる力を生徒一人一人が身に付けることができる学びの実現や、探究的な学習活動等も通じた特色ある教育活動を進めていくことが必要である。

- こうした教育活動を進めていくためには、校長の下で教科等の縦割りや学年を越えて、各学校が育成を目指す資質・能力に対応した「カリキュラム・マネジメント」を学校全体で行っていく必要がある。すなわち、学習指導要領の趣旨を踏まえる中で、各学校が育成を目指す資質・能力について、学校のグランドデザインや学校経営計画等に記される学校教育目標として具体化するとともに、その実現に向けた学校組織の改善を含めた学校経営の改革を進めていくことが求められる。
- その際、改革の実行にあたり重要となるのが、高等学校教育の充実に向けた P D C A サイクルの確立である。高等学校教育の入学（入口）から卒業（出口）までの様々な教育活動について、校長が適切にリーダーシップを発揮する中で、一貫性・体系性のあるものとして各学校が再構築し、その効果的な実施に努めることにより、各高等学校における教育の不断の改革・改善に向けたサイクルを構築するとともに、高校生に対する教育をより密度の濃い、充実したものとすることが期待される。

■ 今回の議論の視点

- すべての高等学校において、高校生の学習意欲と関心を喚起し、高校生一人一人の能力を最大限引き出すことができる教育の実現を図るため、
 - ・ 各学校において育成を目指す資質・能力を学校教育目標として具体化を促すために、どのような方策が考えられるか。
 - ・ 校長のリーダーシップの下、学校組織・学校経営改革の実現を図るための P D C A サイクルの確立を促すために、どのような方策が考えられるか。
 - ・ 特に普通科において、上記のような改革をより実効性あるものとするために、どのような方策が考えられるか。

1. 育成を目指す資質・能力を学校教育目標として具体化を促す方策 ～スクール・ミッションの再定義～

(1) 我が国の高校生については、より高度な教育機会の提供を求める生徒が存する一方で、学力中位層の生徒の学習時間が減少している傾向があること、義務教育段階の学習が十分に身に付いていない生徒も在籍し、高校生としての最低限の資質・能力を身に付けないまま卒業するケースも見られるなど、高校生の学習意欲の面や基礎学力の不足といった課題がこれまで指摘されてきた。また、若者を対象とした国際比較調査では、我が国の若者が諸外国と比較して社会課題の解決や国や社会を変えることに対する意識が極端に低いことも明らかになっている。こうしたことが、高等学校教育に対する信頼性のゆらぎにつながっているという意見もあり、教育活動のプロセスに関し透明性の向上や説明責任を求める声や、高等学校教育の質の充実への声が高まっている。

(参考) 日本財団『18歳意識調査「第20回－社会や国に対する意識調査－」』(2019年11月30日)

インド、インドネシア、韓国、ベトナム、中国、イギリス、アメリカ、ドイツ、日本の17歳～19歳を対象とした意識調査の結果、我が国の若者は、「自分を大人だと思う」(29.1%)「自分は責任がある社会の一員だと思う」(44.8%)「自分で国や社会を変えられると思う」(18.3%)、自分の国に解決した社会課題がある」(46.4%)、「社会課題について、家族や友人など周りの人と積極的に議論している」(27.2%)といった項目への回答で、他国に差をつけての最下位となっている。

(2) 高校生の学習意欲と興味・関心を喚起するとともに、高校生が身に付けるべき知識及び技能や思考力、判断力、表現力等の確実な定着を図り、高校生一人一人の能力を最大限引き出す教育の実現を図るために、各学校の目指す教育の姿を目指した教育課程の編成や方針について、教職員をはじめとする学校に関わる全ての者が、当該学校の教育のビジョンとして共有し、当該ビジョンに基づき教職員が意図的・計画的・一体的に教育活動を展開していくことが必要であり、これにより、各学校は特色ある魅力的な授業を実施するとともに、様々な課題の解決に向けた取組が図られることになるのではないか。

そして、教育ビジョンに基づき、このような教育活動・授業を長年にわたり積み重ねることで、各学校のそれぞれの取組が、伝統やアイデンティティとして確立し、根付いていくことになるのではないか。

(3) そのためには、まず、各学校において、育成を目指す資質・能力を学校教育目標等として明確化し、校長がカリキュラム・マネジメントを適切に行うことで教育活動を展開していくことが必要ではないか。各学校においてどのような資質・能力の育成を目指すのかは、各学校が作成するグランドデザインや学校経営計画等において、学校の教育目標等を含めた教育課程編成の方針として具体化して記すことが必要となる。各学校が育成を目指す資質・能力は、各学校の学校運営や教育課程編成の中心になるものとして、校長を中心

心として、学校や地域が作り上げてきた文化を受け継ぎつつ、子供たちや地域の変化を受け止めた不断の見直しや具体化が求められているのではないか。

(4) しかしながら、各高等学校が策定している現在の学校教育目標は、ともすれば抽象的で特徴が分かりにくい、教職員の間でも強く意識されていない、校内外への共有・浸透が十分ではないといった指摘もある。教育再生実行会議第11次提言においては、多くの学校において、学校教育目標が教育課程と十分に関連付けられておらず、生徒の個性や社会の人材需要等に基づいた学校の特色を發揮しきれていないと指摘されている。

(参考) 高等学校の学校教育目標に関する調査結果（ベネッセ教育総合研究所「第6回学習指導基本調査」（2016年）、同「VIEW」2017年6月号）

多くの高等学校において、学校教育目標として「自立・自主・主体性」（公立の約65%、私立の約64%）、「心の教育 豊かな心」（公立の約56%、私立の約67%）、「人間性」（公立の約50%、私立の約64%）を掲げており、公立高校は「地域 郷土」（約52%）、私立高校は「国際 国際社会 グローバル」（約54%）を掲げているとする。

(5) 各学校において、地域や社会の実情や生徒たちの姿を踏まえながら、生徒にどのような資質・能力を育むことを目指し、どのような教育課程を編成し、編成した教育課程の下でどのような授業を行っていくのか、その実現に向けて、人材や予算、時間、情報、施設や設備、教育内容といった学校の資源をどう配分していくのかという学校のマネジメントを確立するためには、まずは、各学校が育成を目指す資質・能力を明確に設定することが特に重要なプロセスではないか。

(6) そのためには、まず、各学校の設置者が、各学校と適切に連携・協議しつつ、在籍する生徒の状況や学校の歴史、社会や地域の実情等を踏まえ、各学校の存在意義や各学校に期待される社会的に果たすべき役割（以下「スクール・ミッション」とする）を改めて定義・確認することが必要ではないか。その上で、各高等学校は当該スクール・ミッションに基づき、学校として育成を目指す資質・能力を検討し、学校教育目標等において明確化を図ることが必要ではないか。

(7) なお、公立高等学校のスクール・ミッションを再定義する際には、地域の将来像を具体的に描いた地元自治体等の関係機関の意見を適切に踏まえ、そうした将来像の中で学校に期待される役割を見据えたものとなるよう定義を行うとともに、必要に応じて、当該高校の設置者である地方公共団体において総合教育会議の議題とすることで、首長部局とも連携した地方公共団体の総合的な方針と連携することも有効ではないか。

さらに、都道府県立の高等学校においては、域内の公立高等学校の配置及び規模の適正化の観点も踏まえつつ、各学校の果たすべき役割（スクール・ミッション）の再定義を検

討することが必要ではないか。

2. 普通科における教育目標の具体化や各学科の在り方

～普通科におけるスクール・ミッションの再定義や学科の在り方～

(1) 高校生の約7割が在籍する普通科は、より高度な教育機会の提供を求める生徒が多く集まる学校がある一方で、学習時間の減少が課題となっている学校や、義務教育段階の学習が十分に身に付いていない生徒への対応が求められている学校など、生徒の学習意欲や基礎学力の定着といった点で課題がある学校も多く見受けられる。また、諸外国の高校生と比較した場合に、我が国の普通科の生徒の学習に対する姿勢が消極的であり、試験前の「一夜漬け」の傾向も指摘されている。

(参考) 諸外国と比較した我が国の普通科の生徒の特徴（国立青少年教育振興機構「高校生の勉強と生活に関する意識調査報告書 一日本・米国・中国・韓国の比較ー」平成29年3月）

我が国の普通科の高校生の特徴として、勉強の仕方が「試験の前にまとめて勉強する」生徒が多い一方で、「自分で整理しながら勉強する」「参考書をたくさん読む」「勉強したものを実際に応用してみる」「教わったものを他の方法でもやってみる」生徒は少なく、また、授業中の居眠りも他国と比べて多い傾向があると指摘されている。

(2) 大学や産業界等との連携の下で様々な教育を展開していたり、地域社会の課題解決に大きく貢献する活動を実践する等の先進的な取組を進める学校が存在する一方で、上記のような課題が指摘される背景として、教育再生実行会議第11次提言等では、普通科においては、生徒の能力や興味・関心等を踏まえた学びの提供という観点で課題がある場合があり、一斉的・画一的な学びが生徒の学習意欲に悪影響を及ぼしていること、また、生徒が身に付けるべき力やそのために学習すべき内容を明確に示すことができておらず、大学受験に必要最低限な科目以外について生徒が真剣に学ぶ動機を低下させているような状況が指摘されている。

(3) 現行法令上、「普通教育を主とする学科」は普通科であると定義され、普通教育及び専門教育について、各学校の実態に応じてその双方を行うものとされており、普通科においても、生徒の特性や進路、学校や地域の実態等を考慮し、職業に関する学びも含め、特色ある教育課程の編成が求められている。普通科高校をめぐる課題として、上記のように生徒の能力や興味・関心等を踏まえた学びの提供という点が指摘されるが、普通教育を主とする普通科においても、その目指すべき教育の姿は一律のものを求められているのではなく、各学校に期待される果たすべき役割（スクール・ミッション）を踏まえ、目指すべき資質・能力を育成するために各学校が特色ある教育を展開することは、当然に期待されているものと考えられるのではないか。

(参考) 普通教育と専門教育の法令上の定義

法令上、普通教育とは「一般的にすべての人間にとって日常の生活を営む上で共通的に必要とされる一般的、基礎的な知識技能を施し、人間として調和のとれた育成を目指す教育」とされており、それに対し専門教育とは、「専門的な知識及び技能を修得させる教育」とされている（鈴木勲編著『逐条学校教育法 第七次改訂版』学陽書房、平成21年）

(4) そこで、普通科の各高等学校が、それぞれ育成する資質・能力を学校教育目標等として明確化・具体化し、当該目標等に基づき特色ある教育を開拓し、生徒一人一人がこれからの時代に求められる力を身に付けることができるようになるためには、まず各学校の設置者等において、当該学校のスクール・ミッションを、在籍する生徒の状況や学校の歴史、地域や社会の実情等を踏まえ、再定義・確認する必要があるのではないか。

(5) なお、特に公立高等学校の設置者が普通科高校をはじめとする各学校のスクール・ミッションの再定義を検討する際は、学校間の学力格差を固定化・強化する方向で、各学校のスクール・ミッションを検討すべきものではないことに留意が必要ではないか。すなわち、難関大学進学を目指す進学重点校、中堅校、進路多様校といったように、いわゆる偏差値的な学力によって高等学校をグルーピングするかのようにスクール・ミッションを定義する趣旨ではないことは論を待たず、今回の改革は、あらゆる高等学校において、在籍する生徒の状況や学校の歴史、社会や地域の実情等を踏まえ、各学校が社会から期待されている様々な役割を改めて踏まえた上で、各学校で育成する資質・能力を明確化・具体化した学校教育目標を設定し、当該学校教育目標等の下で、学力の定着と特色・魅力ある教育活動を実現するためのものであることを全ての高等学校関係者が理解する必要があるのではないか。

(6) 普通科高校においても、例えば、

- ・ 自らのキャリアをデザインする力を育成すること
- ・ グローバルに活躍するリーダーや、国内外の社会課題の発見・解決に向けて対応できるリーダーとしての素養の育成
- ・ サイエンスやテクノロジーの分野等において飛躍知を発見するイノベーターとしての素養の育成
- ・ スポーツや文化芸術の分野で活躍するために必要な素養の育成
- ・ 我が国の経済社会の活力を維持し、成長分野の発展を担うために必要な素養の育成
- ・ 地域への課題意識を持ち、地域ならではの新しい価値を創造し、地域を支えるために必要な力の育成
- ・ 多様なニーズに対応した教育機会を提供し、一人一人の能力・可能性を最大限伸長させること

・ これからの時代においても求められる教養教育を施すこと

をはじめとした様々な役割が期待されており、また、単一の役割ではなく複数の役割を併有することも期待されている。各高等学校に期待される社会的な役割やそれらの役割の比重の置き方は、設置者や各学校の選択により様々なものであり、それらの選択を通じて、各高等学校の特色化・魅力化の方向性も表れてくると考えられる。

(7) 設置者が学校と協議の上で普通科高校のスクール・ミッションを再定義する際には、生徒が社会の中で生きていくことや、それぞれの未来を切り拓いていくことを見据え、当該学校にどういった役割が期待されていて、何をどのように重視するか等の観点から、どういった役割を選択し、どのようにその比重を置いていくのか、検討を行い、適切に定めていく必要があるのではないか。なお、離島や中山間地域等に立地する高等学校の中には、地域で唯一の高等学校として、上記に例示したような役割全てを期待されている学校があることにも留意が必要であり、今後、具体的な検討を行うこととしてはどうか。

(8) また、普通科の各高等学校がスクール・ミッションを踏まえた特色・魅力ある教育活動を開拓することを促進するため、例えば、現在、「普通教育を主とする学科」の設置形態は普通科のみとされているところであるが、各学校の生徒の実態や地域の実情等に応じた教育活動の魅力・特色を可視化し、発信することを促す観点から、大綱的な措置を検討するなど、「普通教育を主とする学科」の在り方について更に検討を進めてはどうか。

(9) その際、特に地方部においては、普通科の高等学校が人材の流出機能を担い、人材の流出機関となってしまっている実態がある。地方部においては、大半の生徒が進学や就職などで卒業後に地域を離れてしまうが、多くの普通科の高等学校においては、自分たちの生まれ育った地域を学ぶ機会がなく、若者が自分たちの地域に帰ってきたいとは思わない状況が表出し、東京一極集中のひとつの要因とも考えられている。このような地方の状況も踏まえた上で、普通科の在り方の見直しを図ることが必要ではないか。

(10) さらに、専門学科や総合学科においても、生徒の実態や地域の実情等に応じた様々な役割が期待されており、設置者がスクール・ミッションを再定義する際には、生徒が社会の中で生きていくことや、それぞれの未来を切り拓いていくことを見据え、当該学校にどういったことが期待されていて、何をどのように重視するか等の観点から検討を行う必要があるのではないか。

教育再生実行会議第11次提言においては、専門学科は、社会や産業界の変化に応じた最新の教育の実現のための教育環境に課題があること、総合学科は、普通科・専門学科の多様化が進展する中、総合学科としての特色の発揮という観点で課題がある等が指摘されていたところである。特に専門学科については、社会の要請に応じた実践的な職業に関

する教育をより充実しつつ、高等教育機関への進学率が増加している現状も踏まえた高等教育との接続も視野に入れた検討を進めるなど、更なる検討を進めてはどうか。その上で、これからの中等科、専門学科及び総合学科のそれぞれ在り方について、検討を進めてはどうか。

(11) なお、各高等学校のスクール・ミッションの再定義にあたっては、国の役割が重要になってくる。特に、公立の各高等学校がこれからの社会や地域の変化を見据えた教育を開拓できるようにするためにには、文部科学省はスクール・ミッションの内容を各都道府県教育委員会に丸投げするのではなく、リーダーシップを取って、スクール・ミッションの枠組みを示していくことが必要ではないか。その上で、各高等学校がそれぞれのスクール・ミッションを実現し、多様な教育を実現するために、国は、普通科をはじめとする学科の在り方や必要な支援策について、各地域の状況や各学校の取組を踏まえた必要な措置を講じることが必要ではないか。

3. 各学校におけるP D C Aサイクルの確立に向けた方策について ～スクール・ポリシーの策定～

(1) 各高等学校のスクール・ミッションの再定義を踏まえ、各学校においては、育成を目指す資質・能力を検討し、学校教育目標等において明確化・具体化することが不可欠である。その上で、この学校教育目標の実現を図るため、校長の下で適切にカリキュラム・マネジメントを行い、必要に応じ、外部人材の活用を含め、学校組織や学校経営の見直しも進めながら、高校教育の入学（入口）から卒業（出口）までの教育活動を一貫性・体系性ある中長期的な方針の下で構築し、P D C Aサイクルを確立させていくことが必要ではないか。

(2) そのため、各学校において、学校教育目標等に基づき、卒業の認定に関する方針（グラデュエーション・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）の3つのポリシー（総称して「スクール・ポリシー」とする）を策定し、学校が組織的・継続的に一貫した方針の下で教育活動を展開することとしてはどうか。

また、各学校は、スクール・ミッションを踏まえた学校教育目標に基づきスクール・ポリシーを策定する際は、各学校の育成を目指す資質・能力を卒業の認定に関する方針に反映させた上で、教育課程の編成及び実施に関する方針を一貫性あるものとして策定し、入学者の受入れに関する方針についても整合性あるものとして策定することが求められるのではないか。

このスクール・ポリシーの策定に際しては、学校や地域の実情等を踏まえ、必要に応じて、地域住民や保護者等とも協議を行うことや、地域や産業界、関係団体等の意見も聞きながら、検討を進めることも有効ではないか。

(3) 各高等学校においては、スクール・ミッションやスクール・ポリシーに基づく教育を学校全体で実現するため、スクール・ミッションやスクール・ポリシーを踏まえて教育課程全体を構造化し、国語、数学、理科をはじめとする各教科において、それぞれの学校の目指すべき姿を達成するために、それぞれに必要となる教科の学習を組み立てていくことが必要であり、それぞれの学校に特質化された教科科目の設定や授業の実施など、教育課程全体を見通してカリキュラム・マネジメントに取り組むことが必要ではないか。

(4) なお、校長がカリキュラム・マネジメントを行う上で学校組織の改善を含めた学校経営の見直しを進める際、特に規模が大きな学校においては、組織や校務分掌が複雑化し、校長のマネジメントが届きにくい組織構造となっている学校も見受けられるが、校長は、教職員の力を最大限発揮し、学校が抱える課題解決に資する組織編制を構築することも

求められているのではないか。昨年1月の答申では、教員の働き方改革の観点から、各学校の組織や校務分掌の在り方を見直し、積極的な整理・統合を進めることが提言されているが、校長が適切にマネジメントを行い、学校教育目標等の実現を図る観点からも、新たに組織や校務分掌を追加するのではなく、組織や校務分掌を包括的・系統的なグループに分ける等、組織編制の見直しも同時に進めることで、学校組織の活性化を図り、学校教育活動のP D C Aサイクルを確立する教職員の体制の構築が必要ではないか。

(5) また、設置者においては、スクール・ポリシーに基づく教育活動に各学校が取組み、校長の適切なリーダーシップや学校経営体制を確立し、校長に対する教職員や保護者・地域からの信頼向上を図るために、必要に応じ、設置者が各校長の人事異動に係る意図やねらい、校長に期待することなどを公表することも検討すべきではないか。

(6) 公立高等学校においては、毎年、一定規模の教職員の人事異動が行われる。教職員の人事異動は学校や生徒の雰囲気・様子に変容をもたらすことがあり、特に校長の人事異動は、学校組織や学校経営に少なからず影響を及ぼすものである。一方で、人事異動は、任命権者によって、教育の質の向上を目的として、各学校や地域の現状、学校組織の活性化、教職員本人のモチベーション等を考慮しつつ行われることが通例である。こうした公立学校における教員人事の流動性の意義を十分に踏まえた上で、設置者においては、学校経営の方針の継続性を図っていく観点からの校長の任期を確保する工夫も必要ではないか。

(7) 加えて、公立高等学校においては、スクール・ポリシーに応じた教育活動に各学校が取組み、校長の適切なリーダーシップや学校経営体制を確立するに当たって、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を導入し、校長が作成する学校運営の基本方針等について、地域住民や保護者等と協議を行うことも有効ではないか。

関係法令等

■学校教育法

第三十七条 (略)

④校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

※第62条の規定により、高等学校は上記の規定を準用して適用

第四十二条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るために必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

※第62条の規定により、高等学校についても上記の規定を準用して適用

第六十条 高等学校には、校長、教頭、教諭及び事務職員を置かなければならない。

② 高等学校には、前項に規定するもののほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、養護助教諭、実習助手、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

■地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(大綱の策定等)

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

3・4 (略)

(総合教育会議)

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化的振興を図るため重点的に講ずべき施策

二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 地方公共団体の長

二 教育委員会

3～9 (略)

(教育委員会の職務権限)

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

五 教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。

第四十七条の六 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。

2 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。

一 対象学校（当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下この条において同じ。）の所在する地域の住民

二 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者

三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者

四 その他当該教育委員会が必要と認める者

3 (略)

4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。

5～10 (略)

■公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律

(公立の高等学校の適正な配置及び規模)

第四条 都道府県は、高等学校の教育の普及及び機会均等を図るため、その区域内の公立の高等学校の配置及び規模の適正化に努めなければならない。この場合において、都道府県は、その区域内の私立の高等学校並びに公立及び私立の中等教育学校の配置状況を充分に考慮しなければならない。

■高等学校設置基準

(学科の種類)

第五条 高等学校の学科は次のとおりとする。

- 一 普通教育を主とする学科
- 二 専門教育を主とする学科
- 三 普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科

第六条 前条第一号に定める学科は、普通科とする。

2 前条第二号に定める学科は、次に掲げるとおりとする。

- 一 農業に関する学科
 - 二 工業に関する学科
 - 三 商業に関する学科
 - 四 水産に関する学科
 - 五 家庭に関する学科
 - 六 看護に関する学科
 - 七 情報に関する学科
 - 八 福祉に関する学科
 - 九 理数に関する学科
 - 十 体育に関する学科
 - 十一 音楽に関する学科
 - 十二 美術に関する学科
 - 十三 外国語に関する学科
 - 十四 國際関係に関する学科
 - 十五 その他専門教育を施す学科として適當な規模及び内容があると認められる学科
- 3 前条第三号に定める学科は、総合学科とする。

■平成 16 年 3 月の高等学校設置基準の改正

- ※ 専門学科については、地域の実態等に応じた適切な対応を可能とするため、平成 16 年の高等学校設置基準の改正により、学科の種類の弾力的・大綱的な措置を実施
- ※ 「普通教育を主とする学科」については、昭和 23 年度の新制高等学校の制度化以来、学科の種類は普通科ひとつとされている。

(参考) 平成 16 年 3 月の改正前の高等学校設置基準の規定

第六条 前条第一号に定める学科は、普通科とする。

2 前条第二号に定める学科は、左の通りとする。

農業に関する学科 農業科、林業科、蚕業科、園芸科、畜産科、農業土木科、農産製造課、造園科、女子農業科

水産に関する学科 漁業科、水産製造科、水産増殖科

工業に関する学科 機械科、造船科、電気科、電気通信科、工業化学科、紡織科、色染科、土木科、建築家、採鉱科、や金科、金属工業科、木材工芸科、金属工芸科、窯業科

商業に関する学科 商業科

家庭に関する学科 被服科、食物科

厚生に関する学科

商船に関する学科

外国語に関する学科

美術に関する学科

音楽に関する学科

その他専門教育を施す学科として適當な規模及び内容があると認められる学科

3 前条第三号に定める学科は、総合学科とする。

■高等学校学習指導要領 総則

第 2 款 教育課程の編成

1 各学校の教育目標と教育課程の編成

教育課程の編成に当たっては、学校教育全体や各教科・科目等における指導を通して育成を目指す資質・能力を踏まえつつ、各学校の教育目標を明確にするとともに、教育課程の編成についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるよう努めるものとする。

第 6 款 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ア 各学校においては、校長の方針の下に、校務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら、各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントを行うよう努めるものとする。また、各学校が行う学校評価については、教育課程の編成、

実施、改善が教育活動や学校運営の中核となることを踏まえつつ、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施するよう留意するものとする。

■高等学校学習指導要領解説 総則編

各学校の教育課程の編成の基本となる学校の教育目標は、法令に定める学校教育の目的や目標及び教育課程の基準に基づき、各学校が当面する教育課題の解決を目指し、両者を統一的に把握して設定することが重要となる。

(略)

各学校において、教育目標に照らしながら各教科等の授業のねらいを改善したり、教育課程の実施状況を評価したりすることが可能となるよう、教育目標は具体性を有するものであることが求められる。法令や教育委員会の規則、方針等を踏まえつつ、生徒や学校、地域の実態を的確に把握し、第1章総則第1款3に基づき、学校教育全体及び各教科・科目等の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを明らかにしながら、こうした実態やねらいを十分反映した具体性のある教育目標を設定することが必要である。また、長期的な視野をもって教育を行うことができるよう、教育的な価値や継続的な実践の可能性も十分踏まえて設定していくことが重要である。

「社会に開かれた教育課程」の理念に基づき、目指すべき教育の在り方を家庭や地域と共有し、その連携及び協働のもとに教育活動を充実させていくためには、各学校の教育目標を含めた教育課程の編成についての基本的な方針を、家庭や地域とも共有していくことが重要である。そのためにも、例えば、学校経営方針やグランドデザイン等の策定や公表が効果的に行われていくことが求められる。

(略)

以上のこと整理すると、各学校において教育目標を設定する際には、次のような点を踏まえることが重要となる。

- (1) 法律及び学習指導要領に定められた目的や目標を前提とするものであること。
- (2) 教育委員会の規則、方針等に従っていること。
- (3) 学校として育成を目指す資質・能力が明確であること。
- (4) 学校や地域の実態等に即したものであること。
- (5) 教育的価値が高く、継続的な実践が可能なものであること。
- (6) 評価が可能な具体性を有すること。

■平成30年改訂の高等学校学習指導要領に関するQ&A＜総則に関すること＞

問3 学習指導要領の改訂に合わせて、学校の教育目標を見直す必要があるのでしょうか。

(答)

「社会に開かれた教育課程」の理念に基づき、目指すべき教育の在り方を家庭や地域と共有し、その連携及び協働のもとの教育活動を充実させていくためには、各学校の教育目標を含めた教育課程の編成について、その基本的な方針を家庭や地域と共有していくことが重要です。

学習指導要領の改訂を踏まえて、改めて自校の教育目標を含めた教育課程編成の基本方針（例えば、「目指す生徒像」や「指導の重点」など）を捉え直し、必要な見直しを行うことが求められます。

学校のグランドデザイン学校経営計画に記される学校教育目標等の策定は、教育課程編成の一環でもあり、カリキュラム・マネジメントの中心となるものでもあります。これまでも各学校で行われてきた学校評価において、目指すべき目標を、子供たちにどのような資質・能力を育みたいかを踏まえて設定し、教育課程を通じてその実現を図っていくことは、問6のカリキュラム・マネジメントの具体的な実践にもつながります（以下略）。

■（参考）大学教育における3つのポリシーの策定

大学教育においては、平成29年4月から、全ての大学等において、①卒業認定・学位授与の方針、②教育課程編成・実施の方針、③入学者受入れの方針の三つの方針を一貫性あるものとして策定し、公表することとされている

■学校教育法施行規則

第百六十五条の二 大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針（大学院にあつては、第三号に掲げるものに限る。）を定めるものとする。

- 一 卒業の認定に関する方針
 - 二 教育課程の編成及び実施に関する方針
 - 三 入学者の受入れに関する方針
- 2 前項第二号に掲げる方針を定めるに当たつては、同項第一号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない